

AEDの適切な管理について

現在、各施設等に設置されているAEDについて、一般人による有効活用、救命率の向上のために次のようなお願いがあります。

① AED 設置登録情報の登録

AED 設置登録情報が一般財団法人日本救急医療財団のホームページで公表されていますが、AED 設置者が登録をされていない場合がありますのでAEDを設置した際、または設置済みで登録されていない場合は登録をお願いします。

② AED 設置登録情報の更新

AED 設置登録情報の変更等あった場合は更新をお願いします。

③ AED の有効使用のための表示に係る必要な整備について

・誘導表示の充実

AED 設置施設においてAEDが有効活用されるためには必要なときにすぐにたどりつくことが重要です。

そのため施設入口のステッカー表示、AED 設置場所まで誘導する案内表示を置くなどの対応をお願いします。

・AED マークの使用について

日本救急医療財団が作成したAEDマークを使用したい場合は財団のホームページ上からダウンロードして使用できます。

登録方法や登録情報の更新方法等、詳しくは一般財団法人日本救急医療財団のホームページ上に掲載されています。

URL : http://qqzaidan.jp/aed_settitouroku/

鯉ヶ沢地区消防事務組合消防本部